国民年金保険料の免除制度

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、ご本人の申請手続きによって保険料の納付が「全額免除」または「一部免除(一部納付)」される制度があります。審査は申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得により判定されます。

保険料が未納の状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。

平成27年度「納付」と「免除」等と「未納」は下表のように違います						
	納付	1/4免除 (3/4納付)	半額免除 (半額納付)	3/4免除 (1/4納付)	全額免除	未納
平成27年度 納付額 (月額)	15,590円	11,690円	7,800円	3,900円	_	_
平成27年度 免除額 (月額)	_	3,900円	7,800円	11,690円	15,590円	_
受給資格期間 に算入	されます	指定された金額を 納付していれば されます 指定された金額が未納の場合、一部免除が無効 (未納と同じ) になりますのでご注意ください。			されます	されません
老齢基礎年金額に 反映される割合 (平成21年4月以降)	8 8	7 8	6 8	5 8	4 8	反映され ません

平成27年度の国民年金免除受付は、平成27年7月1日から開始します。

申請の際は、年金手帳と認印を持参してください。

【注意事項】

- ・申請時点の2年1か月前の月分まで免除ができます。ただし、申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。
- ・「一部納付」の期間は、その保険料を納付されないと、未納期間と同じ扱いになります。
- ・免除期間は、承認期間から10年以内であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができます。ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納するときは、当時の保険料額に応じた加算額が上乗せされます。

【問合せ】保険年金課(内線141・142)・笠間支所市民窓口課(内線72123) 岩間支所市民窓口課(内線73181)

地域コミュニティ活動の活性化のために

宝《じ助成事業で備品を整備

稲荷町町内会では、地域の交流と活性化を図るために、(一財)自 治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、祭礼用の太鼓 や音響設備(ワイヤレスアンプ・マイクなど)、のぼりおよびステン レスポールを購入しました。この助成は、宝くじの普及と広報を目 的として、コミュニティ活動に必要な施設や備品を整備するために 行っているものです。

この事業の利用を希望する団体(区・自治会)は、お問い合わせください。



購入した太鼓

【問合せ】市民活動課(内線132)

